

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の加入・脱退手続きは お済みですか？

お済みですか？

問い合わせ先
住民生活課
☎73-1415

会社を退職したり、会社に就職し健康保険に加入したときは、国保の加入・脱退の手続きが必要です！

国保の加入内容に変更があれば、役場住民生活課へ届け出てください。

- 加入の届出が遅れると・・・
- 以前加入されていた健康保険等の資格を失った日までさかのぼり、国保料もさかのぼって納めることとなります。
- 医療機関で保険証を提示されなければ、医療費が全額自己負担となります。

- 脱退の届出が遅れると・・・
- 国保料が賦課されたままになります。(脱退手続きをされた後に払いすぎた国保料は還付されません。)
- 国保が支払った医療費負担額を返還していただく場合があります。

加入・脱退の手続きに必要なもの

- 国保に加入する場合・・・健康保険等資格喪失証明書(健康保険等の資格を喪失した日、被扶養者が確認できるもの)
- 勤めていた会社でもらってください。
- 印鑑(認印)
- 本人確認できるもの(免許証、保険証など)
- 家族の方で既に国保に加入している方がいる場合は『国保保険証』
- 60歳以上65歳未満の方で厚生年金等を受給している場合は『年金証書』
- 国民年金に加入される場合は『年金手帳』

○国保を脱退する場合・・・

- 新しく加入された保険の保険証(全員分)
- 国保保険証
- 印鑑(認印)

今からでも間に合う！

老齢基礎年金の年金額を増やす方法

- 付加保険料(月々400円)を納めて年金額を増やす
- 第1号被保険者(および任意加入被保険者)の方は、月々の定額保険料(平成22年度：15、100円)に付加保険料(400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることが出来ます。

400円の保険料に対し、200円の年金となつて返ってきますので2年間で元がとれます。

付加年金(年金受け取り額)の計算式



200円×付加保険料納付月数

年間納付額の受け取り額早見表

付加保険料納付額	1年間に受け取る付加年金額	2年間に受け取る付加年金額
1年 4,800円	2,400円	4,800円
10年 48,000円	24,000円	48,000円
25年 120,000円	60,000円	120,000円
40年 192,000円	96,000円	192,000円

2年間で支払った保険料と同額となるため、お得です。

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

受け取る付加年金額は、定額のため物価スライド(増額・減額)しません。

(注)国民年金基金加入中の方は、ご利用できません。

問い合わせ・申込先

住民生活課 ☎73-1415

鳥取年金事務所(旧鳥取社会保険事務所) ☎27-8311